

被処分者の氏名又は法人名称	井上 吉一
登録番号又は法人番号	9 2 2 6 0 1 4 3
所属する単位会	大阪府行政書士会
事務所所在地	大阪府大阪市西淀川区大和田 4 丁目 13 番 7 号 ミネット 2 号館 106 号
処分年月日	令和 4 年 5 月 9 日
処分内容（種類）	戒告
上記処分をした理由	<p>井上書士は、事務所の所在地を「大阪府大阪市西淀川区大和田四丁目 13 番 7 号 ミネット 2 号館 106 号」と定め、日本行政書士会連合会による行政書士名簿の登録を受けているが、本府が確認した令和 2 年 11 月 19 日以降、少なくとも、同 4 年 1 月 21 日に至るまで、当該登録地に事務所を設けていない。</p> <p>当該登録地に事務所が設置されていない事実は、以下の①又は②に該当し、このことは行政書士法第 14 条に規定する「この法律又はこの法律に基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反したとき」に該当する。</p> <p>①当該登録地以外のどこにも事務所を設置していない場合は、行政書士法第 8 条第 1 項に違反する。</p> <p>②当該登録地以外の場所に事務所を設置している場合は、行政書士法第 6 条の 4 に違反する。</p>
上記処分の根拠となる法令	行政書士法第 14 条